

全産連発第 128 号
平成 30 年 7 月 24 日

各正会員
会長・理事長 様

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良



産業廃棄物処理業界における労働災害防止計画の推進

(「労働災害防止計画のチラシ」、「安全衛生啓発パンフレット」、
「安全衛生チェックリスト」の配布・周知について)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

各正会員におかれましては、「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、当業界における労働災害の削減に向けた取り組みを推進して頂いているところで、これらの取り組みにより正会員の傘下会員企業における安全衛生の取り組み意識は高まっていると感じております。

しかしながら、平成 30 年 3 月に厚生労働省が公表した平成 29 年の当業界における労働災害発生状況(1 月～12 月の確定値)では、休業 4 日以上死傷者数が 1,383 人となり、対前年比 5%(63 人)の増加となっております。

この死傷者数は業界全体の死傷者数であり、非会員の産業廃棄物処理業者における死傷者数も含まれております。業界全体の死傷者数を下げるためには、会員企業はもとより非会員企業についても安全衛生への意識を高めていく必要があります。

そこで、平成 30 年 3 月 13 日に開催致しました第 38 回理事会において、安全衛生委員会委員長から、平成 30 年度の安全衛生事業方針として、会員、非会員を問わず全ての産業廃棄物処理業者に対して正会員を通じた周知を進めていくこととなりました。

この方針につきましては、安全衛生に関する会長会議(平成 30 年 6 月 15 日開催)においても報告、確認され、連合会第 8 回定時総会(平成 30 年 6 月 15 日)の永井会長の挨拶でも表明されたところで、

つきましては、貴職におかれましては、「労働災害防止計画のチラシ(別添 1)」、「安全衛生啓発パンフレット(別添 2)」、「安全衛生チェックリスト(別添 3)」をお送りいたしますので、別紙の周知方法に従い傘下会員に加え、非会員である産業廃棄物処理業者へも周知をお願いいたします。

本周知用チラシ等の配布は、正会員の会員拡大のためにも大変有効な手段であると考えておりますので、全ての産業廃棄物処理業者に行き渡るよう是非ともご協力をお願い申し上げます(本チラシ類は昨年度のものから統計データを最新のものに更新しています)。

なお、会員のみならず非会員への周知につきましては、環境省、厚生労働省、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの協力が必要であるため、連合会から別添 4 のとおり依頼し、ご理解、ご協力をいただけることとなっていることを申し添えます。

[別添]

- 別添 1：労働災害防止計画周知用チラシ
- 別添 2：安全衛生啓発パンフレット
- 別添 3：安全衛生チェックリスト
- 別添 4：環境省、厚生労働省、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターへの協力依頼文書

(注) 貴協会への配布は平成 30 年 7 月 30 日頃からの到着を予定しています。

[周知方法及び配布部数]：

- ① 貴協会の各種広報媒体（機関誌、HP 等）に掲載
連合会ホームページ (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/>) に掲載いたしますので、ダウンロードしてご利用ください。
- ② 正会員へ配布
例えば、貴協会が開催する会議や安全衛生以外のテーマでの研修会等で配布をお願いします。
[配布部数] 貴協会における正会員企業数分（「平成 29 年度正会員組織運営状況及び会員数」より）
- ③ 産業廃棄物行政担当部局へ周知資料として窓口に備え付け及び配布について依頼してください（許可手続き等に訪れた処理業者への配布を依頼する等）。
[配布部数] 貴協会から都道府県・政令市の産業廃棄物行政担当部局に持ち込んでいただく部数（都道府県・政令市 各 100 部）
- ④ 都道府県労働局・労働基準監督署へ周知資料として窓口に備え付け及び配布について依頼してください（処理業者への指導等の際に配布を依頼する等）。
[配布部数] 貴協会から都道府県労働局・労働基準監督署に持ち込んでいただく部数（都道府県労働局・労働基準監督署 各 100 部）
- ⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の受付時等に周知資料の配布をお願いします。
[配布部数] 平成 30 年 8 月から平成 31 年 3 月までに開催する産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の受講者に配布する部数
・新規（産収・産処・特収）及び更新（産収）の開催数×150 部
・新規（特処）及び更新（産処）の開催数×100 部

さらに追加が必要な場合は連合会まで問い合わせください。